

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|------------------------------|----------------------|-------|
| 道路法（昭和27年法律第180号） 第91条第1項 | 区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可 | 道路建設課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けようとする行為が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）の設置を目的としない土地の形質の変更
- イ 道路管理者が緊急に行うことが必要であると認めた道路法第24条に規定する道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持（道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない維持を除く。）のための工作物等の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- ウ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- エ 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- オ 鉄道、軌道その他これらに類する施設の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- カ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- キ 地下街、地下室、通路その他これらに類する施設の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- ク 露店、商品置場その他これらに類する施設の設置及びこれに伴う土地の形質の変更
- ケ アからクまでに掲げるもののほか道路管理者が緊急かつやむを得ないと認めた工作物等の設置及びこれに伴う土地の形質の変更

(2) 工作物等（鉄道の軌道及び鉄道の電柱を除く。）の設置についての許可を受けようとするときは、道路予定区域外に当該工作物等を設置する適当な場所がなく、かつ、当該工作物等の設置場所及び構造が次表に適合するものであること。

| 区分 | 設置場所 | 構造 |
|-------------|--|--|
| 電柱・電線・公衆電話所 | 地上に設置する場合 | <ul style="list-style-type: none"> 1 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことの無いような構造であること。 2 電柱の脚ていが路面から1. 8メートル以上の高さに道路の方向と平行に設けられていること。 3 橋に取り付ける工作物等にあつては、橋の強度に影響を与えない構造であること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 電柱又は公衆電話書は、法敷（法敷のない場所にあつては路端寄り）であること。ただし、歩道（自転車歩行車道を含む。以下同じ。）を有する道路にあつては、歩道内の車道（自転車道を含む。以下同じ。）寄りとすることが出来る。 2 同一路線に係る電柱は、道路の同一側とし、かつ、歩道を有しない道路でその対側に工作物等がある場合にあつては、当該工作物等と8メートル以上の距離を保った場所であること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所にあつては、この限りでない。 3 電線の高さは、路面から5メートル（既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少な | |

| | | | |
|-------------|-----------|---|---|
| 電柱・電線・公衆電話所 | 地上に設置する場合 | <p>い場合にあつては4. 5メートル、歩道を有する道路上にあつては2. 5メートル) 以上であること。</p> <p>4 地上電線を既設電線に共架する場合にあつては、相互に錯そうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>5 電線を橋に取り付ける場合にあつては、けたの両側又は床版の下であること。</p> | |
| | 地下に設置する場合 | <p>1 電線を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）にあつては、車道部分（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部分。以下同じ。）以外の部分の地下であること。ただし、その本線については、車道部分以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 電線の頂部と路面の距離が、車道部分の地下にあつては0. 8メートル以下、歩道部分（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部分以外の部分。以下同じ。）の地下にあつては0. 6メートル以下でないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。</p> | <p>1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の工作物等の構造に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>2 車道に埋設する場合にあつては、道路の強度に影響を与えないものであること。</p> |
| 水管・下水道管・ガス管 | 地上に設置する場合 | <p>1 水管、下水道管またはガス管を橋に取り付ける場合にあつては、けたの両側又は床版の下であること。</p> | <p>1 橋に取り付ける工作物等にあつては、橋の強度に影響を与えない構造であること。</p> |
| | 地下に設置する場合 | <p>1 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）にあつては、歩道部分の地下であること。ただし、これらの本線については、歩道部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 水管又はガス管の本線を埋設する場合にあつては、その頂部と路面との距離が、1. 2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0. 6メートル）以下でないこと。</p> <p>3 下水道管の本線を埋設する場合にあつては、その頂部と路面との距離が3メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、1メートル）以下でないこと。</p> | <p>1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の工作物等の構造に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>2 車道に埋設する場合にあつては、道路の強度に影響を与えないものであること。</p> |

| | | | |
|----------|-----------|--|--|
| その他の工作物等 | 地上に設置する場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物等の地面に接する部分の位置が道路予定区域の法面、側溝上若しくは路端寄り又は歩道内の車道寄りであること。ただし、新設する道路の構造に著しい支障を及ぼすおそれのない工作物等にあつてはこの限りでない。 2 地面に接しないで設けられる工作物等（法敷、側溝、路端寄り又は歩道内の車道寄り（以下「法敷等」という。）の上空にある工作物等又はその部分を除く。）の最下部又は地面に接しないで設けられる工作物等の地面に接しない部分（法敷等の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道を有する道路の歩道上にあつては、2.5メートル）以上であること。 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所でないこと。ただし、電線及び電柱についてはこの限りでない。 4 工作物等がトンネルの上に設けられるときは、トンネルの構造の保全及びトンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造であること。 2 橋に取り付ける工作物等にあつては、橋の強度に影響を与えない構造であること。 |
| | 地下に設置する場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路予定区域内の土地をしばしば掘削することのないよう計画され、かつ、当該工作物等が他の工作物等と錯そうするおそれのない場所であること。 2 工事実施上又は保安上支障のない限り、工作物等が相互に接近した場所であること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の工作物等の構造に支障を及ぼさないものであること。 2 車道に埋設する場合にあつては、道路の強度に影響を与えないものであること。 |

2 標準処理期間は25日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工作物等を設置するときは、30日とする。

- (1) 延長2,000メートル以上連続して地下に埋設し、又は延長100メートル以上の橋に添架する電線
- (2) 延長2,000メートル以上連続して設置する水管、下水道管若しくはガスの本管又は延長100メートル以上の橋に添架する水管、下水道管若しくはガス管
- (3) 鉄道又は軌道
- (4) アークード
- (5) 地下街、地下室、地下駐車場、地下通路又は上空通路
- (6) アーチ
- (7) トンネルの上に設置する工作物等

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。